名称　伊王島大橋橋梁標（Ｌ一標）
位置
所在地　長崎県長崎市（伊王島大橋南側面左側端）
北緯　三二―四一―三二
東経　一二九―四七―一二
塗色及び構造　緑色　正方形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで三メートル
設置年月日　平成二十二年九月二十五日
記事　長崎県長崎振興局管理

名称　伊王島大橋橋梁標（Ｒ一標）
位置
所在地　伊王島大橋橋梁標（Ｌ一標）の東南東方約二二〇メートル
北緯　三二―四一―三〇
東経　一二九―四七―二〇
塗色及び構造　赤色　正三角形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで三メートル
設置年月日　平成二十二年九月二十五日
記事　長崎県長崎振興局管理

名称　伊王島大橋橋梁標（Ｌ二標）
位置
所在地　長崎県長崎市（伊王島大橋北側面左側端）
北緯　三二―四一―三二
東経　一二九―四七―一二
塗色及び構造　緑色　正方形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで三メートル
設置年月日　平成二十二年九月二十五日
記事　長崎県長崎振興局管理

名称　伊王島大橋橋梁標（Ｒ二標）
位置
所在地　伊王島大橋橋梁標（Ｌ二標）の東南東方約二二〇メートル
北緯　三二―四一―三〇
東経　一二九―四七―二〇
塗色及び構造　赤色　正三角形
高さ　平均水面上から構造物の中心まで三メートル
設置年月日　平成二十二年九月二十五日
記事　長崎県長崎振興局管理

名称　大中瀬戸西灯台
位置
所在地　長崎県長崎市（伊王島灯台の南東方約三・三キロメートル）
北緯　三二―四一―三一
東経　一二九―四七―〇八
廃止年月日　平成二十二年九月二十五日
記事　長崎県長崎振興局管理

名称　五十猛港泊ケ鼻防波堤灯台
位置
所在地　島根県大田市（五十猛港泊ケ鼻防波堤外端）
北緯　三五―一一―一一
東経　一三二―二五―一三
廃止年月日　平成二十二年九月二十七日

○海上保安庁告示第二百三十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　紋別港内港防波堤灯台
位置
所在地　北海道紋別港（内港防波堤外端）
北緯　四四―二一―〇八
東経　一四三―二一―三八
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光一・〇カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十二年九月二十七日

名称　五十猛港鏡ケ鼻防波堤灯台
位置
所在地　島根県大田市（五十猛港鏡ケ鼻防波堤外端）
北緯　三五―一一―〇九
東経　一三二―二五―〇六
変更した事項
名称　五十猛港沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県大田市（五十猛港沖防波堤北端）
北緯　三五―一一―〇九
東経　一三二―二五―〇〇
塗色及び構造　赤色　塔形
灯質　連成不動単閃赤光　毎四秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十二年九月二十七日

○海上保安庁告示第二百三十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　赤穂港第二千鳥防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県赤穂港（第二千鳥防波堤外端）
北緯　三四―四三―五一
東経　一三四―二二―二六
廃止年月日　平成二十二年九月二十八日

○海上保安庁告示第二百三十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　沙留港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道紋別郡興部町（沙留港東防波堤外端）
北緯　四四―二五―四三
東経　一四三―一三―五三
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
変更年月日　平成二十二年九月二十八日

名称　田平港西防波堤灯台
位置
所在地　長崎県田平港（西防波堤外端）
北緯　三三―二一―四八
東経　一二九―三四―二七
変更した事項
光度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十二年九月二十八日

○海上保安庁告示第二百三十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　東京西Ａ仮設灯浮標
位置
所在地　京浜港東京区（東京灯標の南西方約八九〇メートル）
北緯　三五―三三―三六
東経　一三九―四九―一八
廃止年月日　平成二十二年九月二十九日

○海上保安庁告示第二百三十六号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　下田港洲佐利埼沖Ｃ灯浮標
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の北方約四七〇メートル）
北緯　三四―三九―三一
東経　一三八―五七―一九
変更した事項
位置
所在地　静岡県下田港（下田灯台の北北西方約五一〇メートル）
北緯　三四―三九―三二
東経　一三八―五七―一六
変更年月日　平成二十二年九月二十九日